

3.2.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

ア 動物相の状況

事業実施想定区域周辺で見られる動物種を以下に示す。

(ア) 哺乳類

丘陵地の雑木林や水辺環境を中心にコウベモグラ、ノウサギ、カヤネズミ等の生息が確認されている。

東海市大池公園でイタチが確認されている。

また、外来種としてヌートリアも確認されている。

(イ) 鳥類

河川や池、水田、海岸部などの水辺環境ではサギ類、カモ類、シギ・チドリ類等が確認されている。

公園など樹木の多い地域ではオオルリ、キビタキ、コルリ等が、市街地ではスズメ、ツバメ、ヒヨドリ、キジバト、ハクセキレイ等が確認されている。オオタカ、トビ、サシバ等の猛禽類も確認されている。

(ウ) 爬虫類

大小の池や水田にニホンイシガメ、クサガメが生息し、水田に接する丘陵地にはヤマカガシ、シマヘビが、畑や道路わきなどにはカナヘビ、トカゲ等が確認されている。

また、外来種としてミシシippアカミミガメも確認されている。

(エ) 両生類

トノサマガエル、ダルマガエル等が河川や池、水田等で確認されている。

知多市日長地区ではトウキョウサンショウウオが確認されている。

また、外来種としてウシガエルも確認されている。

(オ) 魚類

河川やため池でドジョウ、コイ、ウナギ、モツゴ等、止水域ではメダカが確認されている。

また、外来種としてオオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル、カダヤシ等が確認されており、各水域ともこれらの外来種の影響により減少傾向にある。

海域ではボラ、スズキ、シロギス等が確認されている。

(カ) 昆虫類

河川や水田の水辺環境が多いことを反映して、トンボ類（オニヤンマ、シオカラトンボ等）、ユスリカ類、平地の草地にはバッタ類（トノサマバッタ、キリギリス等）、チョウ類（アオスジアゲハ、モンシロチョウ、キマダラセセリ等）、ヒメタイコウチ等が確認されている。また、公園、神社などでオオカマキリ、エンマコオロギ、カブトムシ、ノコギリクワガタ、ゴマダラカミキリ、ミツバチ、スズメバチ、アブラゼミ、チャバネゴキブリ等が確認されている。

(キ) 貝類、甲殻類

知多市の新舞子海岸ではイソガニ、クルマエビ、ハマトビムシ等が確認されている。

陸産貝類ではニッポンマイマイ、ナミコギセル等が、淡水産ではオオタニシ、カワニナ、ヒメモノアラガイ等が、海産ではアカガイ、アサリ、シオフキ等が確認されている。

また、外来種として河川や水田等にアメリカザリガニが確認されている。

出典：「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成 7 年 3 月 東海市）
「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

イ 重要な動物種の状況

(ア) 重要な動物種の選定根拠等

重要な動物種の選定根拠を表 3.2.27 に、選定根拠に定められた選定基準を表 3.2.28 に示す。また、重要な動物種を確認するために用いた文献を表 3.2.29 に示す。

表 3.2.27 重要な動物種の選定根拠

法令、文献など			選定根拠
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 ・ 国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号)	・ 県指定天然記念物
	③	「東海市文化財保護条例」(昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号) 「知多市文化財保護条例」(平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号)	・ 市指定天然記念物 ・ 市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	・ 国際希少野生動植物種 ・ 国内希少野生動植物種 ・ 特定国内希少野生動植物種 ・ 緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和 48 年 3 月 30 日 愛知県条例第 3 号)	・ 指定希少野生動植物種
文献による指定	⑥	「第 4 次レッドリスト」 (平成 24 年 8 月 28 日 環境省) の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、 昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)、 植物Ⅰ(維管束植物)、植物Ⅱ(維管束植物以外: 蘚苔類、藻類、 地衣類、菌類) 「第 4 次レッドリスト〈汽水・淡水魚類〉」 (平成 25 年 2 月 1 日 環境省) の汽水・淡水魚類	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類 (CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類 (EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(平成 27 年 1 月 愛知県)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類 (CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類 (EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP) ・ 国リスト

表 3.2.28 重要な動物種の選定基準

区分			選定基準
①	特別天然記念物		国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物		国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物		県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物		市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種		その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種		国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）であって、政令で定めるもの。
	特定国内希少野生動植物種		次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種		環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物種の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種
⑤	指定希少野生動植物種		県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物種 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生動植物 四 その種の個体の生息又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生動植物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物
⑥	絶滅（EX）		我が国では既に絶滅したと考えられる種
	野生絶滅（EW）		飼育・栽培下でのみ存続している種
	絶滅危惧	絶滅危惧種Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種
地域個体群（LP）		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。	
⑦	絶滅（EX）・野生絶滅（EW）		愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧	絶滅危惧種Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
	情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群（LP）		その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
国リスト		環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。	

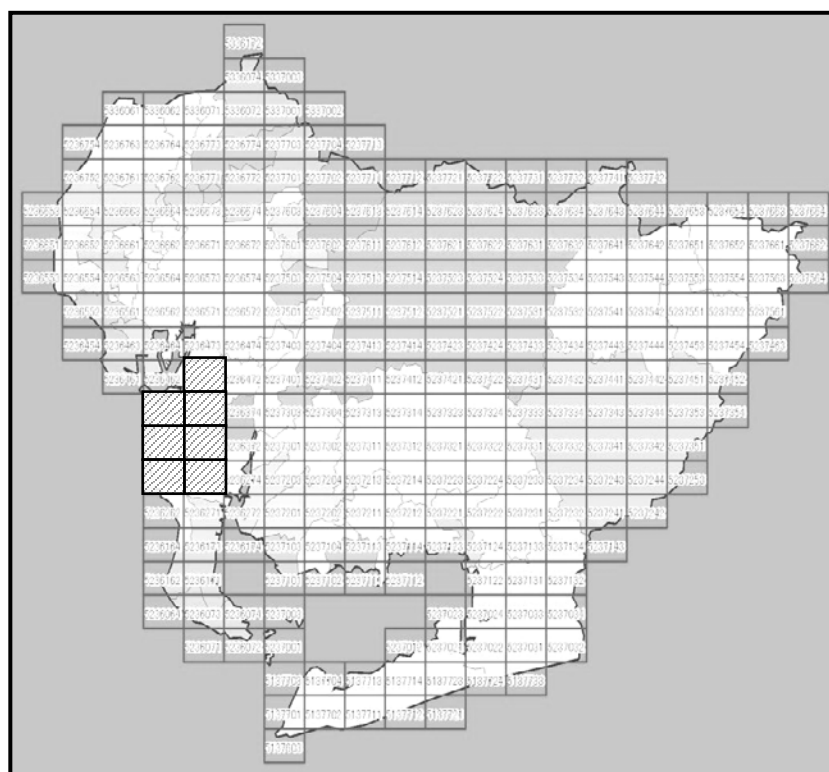
表 3.2.29 重要な動物種の確認文献

文献名		対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009 (動物編)」(愛知県ホームページ) 「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」(平成 27 年 3 月 愛知県)	哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、クモ類、貝類のうち東海市、知多市が含まれるメッシュ(7 メッシュ)で確認された種
B	「保全を要する自然環境要素分布調査報告書(自然環境保全基礎調査)[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」(平成元年 3 月 愛知県)	調査対象種(哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫類、陸産貝類)のうち東海市、知多市が含まれるメッシュ(7 メッシュ)で確認された種
C	「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」(平成 7 年 3 月 東海市) 「知多市誌 本文編」(昭和 56 年 3 月 知多市)	東海市内で確認された動物種のうち、第 4 次レッドリストに掲載された種の状況 知多市内で確認された動物種のうち、第 4 次レッドリストに掲載された種の状況

表 3.2.29 の文献名 A 及び文献名 B において示している重要な動物種を把握した調査範囲は東海市及び知多市が含まれる 7 つのメッシュとした。

また、表 3.2.40 の文献 A 及び文献 C において示している重要な植物種の把握範囲も同様の調査範囲となっている。

重要な動植物種の調査範囲を図 3.2.22 に示す。



出典：「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県ホームページ)

図 3.2.22 重要な動植物種の文献調査範囲

(イ) 重要な動物種の状況

「ア 重要な動物種の選定根拠等」から選定した重要な動植物の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。

a 哺乳類

事業実施想定区域周辺における重要な動物種（哺乳類）の状況を表 3.2.30 に示す。

事業実施想定区域周辺では、2 目 2 科 2 種の生息が確認されている。

表 3.2.30 重要な動物種（哺乳類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
齧歯目(ネズミ目)	ネズミ科	カヤネズミ							VU
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ							NT
2 目	2 科	2 種	—	—	—	—	—	—	2 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物

②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物

③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物

「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種

⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種

⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種

「第 4 次レッドリスト」（平成 24 年 8 月 28 日 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）

⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物

② /県天：県指定天然記念物

③ /市天：市指定天然記念物

④ /国際：国際希少野生動植物種、 国内：国内希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種

緊急：緊急指定種

⑤ /指希：指定希少野生動植物種

⑥⑦/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（愛知県ホームページ）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねて—ふるさとの四季—」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

b 鳥類

事業実施想定区域周辺における重要な動物種（鳥類）の状況を表 3.2.31 に示す。

事業実施想定区域周辺では、8目15科26種の生息が確認されている。

表 3.2.31 重要な動物種（鳥類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ						NT	CR● VU△
		チュウサギ						NT	国リ● 国リ△
タカ目	タカ科	オオタカ				国内		NT	NT● NT◇
		ハイタカ						NT	国リ◇
		サシバ						VU	VU● NT△
	ミサゴ科	ミサゴ						NT	VU●
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ						NT	EN● NT△
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ						VU	VU● NT◇
ツル目	クイナ科	クイナ							NT◇
		バン							VU● NT◇
チドリ目	タマシギ科	タマシギ						VU	EN● VU△
	セイタカシギ科	セイタカシギ						VU	VU● NT◇
	チドリ科	シロチドリ						VU	VU● NT◇
		イカルチドリ							VU● NT◇
		ケリ						DD	国リ● 国リ◇
	シギ科	ハマシギ						NT	NT◇
		タカブシギ						VU	EN△
	カモメ科	コアジサシ				国際		VU	EN● NT△
ホトトギス目	ホトトギス科	カッコウ							VU●
		ツツドリ							NT●
		ジュウイチ							VU●
スズメ目	ホオジロ科	シマアオジ						CR	
	セキレイ科	ビンズイ							EX●
	ヒタキ科	コルリ							NT●
		アカハラ							CR●
		コサメビタキ							NT●
8 目	15 科	26 種	—	—	—	2 種	—	16 種	25 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種

「第4次レッドリスト」(平成24年8月28日 環境省)の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)、植物Ⅰ(維管束植物)、植物Ⅱ(維管束植物以外: 蘚苔類、藻類、地衣類、菌類)

⑦「レッドリストあいち2015」(平成27年1月 愛知県)の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① /特天: 特別天然記念物、 国天: 国指定天然記念物

② /県天: 県指定天然記念物

③ /市天: 市指定天然記念物

④ /国際: 国際希少野生動植物種、 国内: 国内希少野生動植物種、 特国内: 特定国内希少野生動植物種
緊急: 緊急指定種

⑤ /指希: 指定希少野生動植物種

⑥ /EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類、CR: 絶滅危惧ⅠA類、
EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑦ /EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧Ⅰ類、CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、
VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群、国リ: 国リスト、

●: 繁殖、 △: 通過、 ◇: 越冬

出典: 「レッドデータブックあいち2009(動物編)」(愛知県ホームページ)

「レッドリストあいち2015 新掲載種の解説」(平成27年3月 愛知県)

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書(自然環境保全基礎調査)[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」(平成元年3月 愛知県)

「東海市の自然をたずねて一ふるさとの四季」(平成7年3月 東海市)

「知多市誌 本文編」(昭和56年3月 知多市)

c 爬虫類

事業実施想定区域周辺における重要な動物種（爬虫類）の状況を表 3.2.32 に示す。

事業実施想定区域周辺では、2 目 3 科 4 種の生息が確認されている。

表 3.2.32 重要な動物種（爬虫類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ						EN	EN
	スッポン科	ニホンスッポン						DD	DD
有鱗目	ナミヘビ科	ヤマカガシ							DD
		シロマダラ							DD
2 目	3 科	4 種	—	—	—	—	—	2 種	4 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物

②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物

③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物

「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種

⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種

⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種

「第 4 次レッドリスト」（平成 24 年 8 月 28 日 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）

⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物

② /県天：県指定天然記念物

③ /市天：市指定天然記念物

④ /国際：国際希少野生動植物種、 国内：国内希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種

⑤ /指希：指定希少野生動植物種

⑥⑦/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（愛知県ホームページ）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

d 両生類

事業実施想定区域周辺における重要な動物種（両生類）の状況を表 3.2.33 に示す。

事業実施想定区域周辺では、2 目 2 科 5 種の生息が確認されている。

表 3.2.33 重要な動物種（両生類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
有尾目 (サンショウウオ目)	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ						VU	EN
		トウキョウサンショウウオ						VU	
無尾目（カエル目）	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル						EN	VU
		ツチガエル							DD
		ヤマアカガエル							DD
		トノサマガエル						NT	国リ
2 目	2 科	5 種	—	—	—	—	—	3 種	5 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物

②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物

③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物

「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種

⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種

⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種

「第 4 次レッドリスト」（平成 24 年 8 月 28 日 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）

⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物

② /県天：県指定天然記念物

③ /市天：市指定天然記念物

④ /国際：国際希少野生動植物種、 国内：国内希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種

緊急：緊急指定種

⑤ /指希：指定希少野生動植物種

⑥ /EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、 CR：絶滅危惧ⅠA類、 EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、 NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足、 LP：地域個体群

⑦ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、国リ：国リスト

3. カスミサンショウウオとトウキョウサンショウウオは同一種と考えられるので 1 種とした。

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（愛知県ホームページ）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

e 魚類

事業実施想定区域周辺における重要な動物種（魚類）の状況を表 3.2.34 に示す。

事業実施想定区域周辺では、2 目 4 科 4 種の生息が確認されている。

表 3.2.34 重要な動物種（魚類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
コイ目	コイ科	カワバタモロコ						EN	EN
	ドジョウ科	ドジョウ						DD	VU
	タニノボリ科	ホトケドジョウ						EN	EN
スズキ目	ハゼ科	トビハゼ						NT	VU
2 目	4 科	4 種	—	—	—	—	—	4 種	4 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物

②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物

③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物

「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種

⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種

⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種

「第 4 次レッドリスト（汽水・淡水魚類）」（平成 25 年 2 月 1 日 環境省）の汽水・淡水魚類

⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物

② /県天：県指定天然記念物

③ /市天：市指定天然記念物

④ /国際：国際希少野生動植物種、 国内：国内希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種

⑤ /指希：指定希少野生動植物種

⑥ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

⑦ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、国リ：国リスト

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（愛知県ホームページ）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

f 昆虫類

事業実施想定区域周辺における重要な動物種（昆虫類）の状況を表 3.2.35 に示す。

事業実施想定区域周辺では、7 目 22 科 26 種の生息が確認されている。

表 3.2.35 重要な動物種（昆虫類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
カメムシ目	アメンボ科	オオアメンボ							NT
	コオイムシ科	タガメ						VU	EN
		コオイムシ						NT	国リ
	タイコウチ科	ヒメタイコウチ							NT
	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメムシ						NT	
コウチュウ目	オサムシ科	ツツイキバナガミズギワゴミムシ						NT	EN
		オオヒョウタンゴミムシ						NT	VU
	コツブゲンゴロウ科	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ							NT
	コメツキムシ科	アカアシコハナコメツキ							NT
	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ						VU	
	ミズスマシ科	ミズスマシ						VU	VU
		オオミズスマシ						NT	NT
	ガムシ科	コガムシ						DD	
ゴキブリ目	オオゴキブリ科	オオゴキブリ							NT
チョウ目	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン						VU	NT
	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ						NT	国リ
バッタ目	クツワムシ科	タイワンクツワムシ							NT
	バッタ科	ヤマトマダラバッタ							NT
トンボ目	イトトンボ科	ベニイトトンボ						NT	VU
		モートンイトトンボ						NT	NT
	トンボ科	ノシメトンボ							NT
	サナエトンボ科	ナゴヤサナエ						VU	VU
	ヤンマ科	アオヤンマ						NT	EN
ハチ目	スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ						DD	国リ
	ミツバチ科	ルリモンハナバチ						DD	国リ
	アナバチ科	キゴシジガバチ							NT
7 目	22 科	26 種	—	—	—	—	—	17 種	23 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種
「第 4 次レッドリスト」（平成 24 年 8 月 28 日 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② /県天：県指定天然記念物
- ③ /市天：市指定天然記念物
- ④ /国際：国際希少野生動植物種、 国内：国内希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種、 緊急：緊急指定種
- ⑤ /指希：指定希少野生動植物種
- ⑥ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群
- ⑦ /EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群、国リ：国リスト

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（愛知県ホームページ）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねて－ふるさとの四季－」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

g クモ類

事業実施想定区域周辺における重要な動物種（クモ類）の状況を表 3.2.36 に示す。

事業実施想定区域周辺では、1 目 3 科 4 種の生息が確認されている。

表 3.2.36 重要な動物種（クモ類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
クモ目	トタテグモ科	キシノウエトタテグモ						NT	VU
		キノボリトタテグモ						NT	VU
	カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ						NT	VU
	ジグモ科	ワスレナグモ						NT	VU
1 目	3 科	4 種	—	—	—	—	—	4 種	4 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物

②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物

③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物

「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種

⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種

⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種

「第 4 次レッドリスト」（平成 24 年 8 月 28 日 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）

⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物

② /県天：県指定天然記念物

③ /市天：市指定天然記念物

④ /国際：国際希少野生動植物種、 国内：国内希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種

⑤ /指希：指定希少野生動植物種

⑥⑦/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（愛知県ホームページ）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

h 貝類

事業実施想定区域周辺における重要な動物種（貝類）の状況を表 3.2.37 に示す。

事業実施想定区域周辺では、1 目 2 科 2 種の生息が確認されている。

表 3.2.37 重要な動物種（貝類）の状況

目名	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
マイマイ目 (柄眼目)	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ						NT	NT
	オナジマイマイ科	クチマカリマイマイ						NT	NT
1 目	2 科	2 種	—	—	—	—	—	2 種	2 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.27、表 3.2.28 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物

②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物

③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物

「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物

④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種

⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種

⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種

「第 4 次レッドリスト」（平成 24 年 8 月 28 日 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）

⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① /特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物

② /県天：県指定天然記念物

③ /市天：市指定天然記念物

④ /国際：国際希少野生動植物種、 国内：国内希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種

緊急：緊急指定種

⑤ /指希：指定希少野生動植物種

⑥⑦/EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、

EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

出典：「レッドデータブックあいち 2009（動物編）」（愛知県ホームページ）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境保全基礎調査）[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

ウ 注目すべき生息地等

事業実施想定区域周辺において、注目すべき生息地等は確認されていない。

(2) 植物

ア 植物相の状況

事業実施想定区域周辺における現存植生図を図 3.2.23 に示す。

事業実施想定区域周辺は市街地及び田畑の多い地帯であり、植生では畑地雑草群落、水田雑草群落が大部分を占め、部分的に常緑果樹園も見られる。

自然植生では、アラカシ群落やモチツツジ・アカマツ群集等も一部では見られる。

事業実施想定区域近傍は、工場地帯が広がっている。



図 3.2.23 事業実施想定区域周辺における現存植生図

イ 重要な植物種の状況

(ア) 重要な植物種の選定根拠等

重要な植物種の選定根拠を表 3.2.38 に、選定根拠に定められた選定基準を表 3.2.39 に示す。また、重要な植物種を確認するために用いた文献を表 3.2.40 に示す。

表 3.2.38 重要な植物種の選定根拠

法令、文献等			選定根拠
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・ 特別天然記念物 ・ 国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月 1 日 愛知県条例第 24 号)	・ 県指定天然記念物
	③	「東海市文化財保護条例」(昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号) 「知多市文化財保護条例」(平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号)	・ 市指定天然記念物 ・ 市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	・ 国際希少野生動植物種 ・ 国内希少野生動植物種 ・ 特定国内希少野生動植物種 ・ 緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号)	・ 指定希少野生動植物種
文献による指定	⑥	「第 4 次レッドリスト」 (平成 24 年 8 月 28 日 環境省) の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)、植物Ⅰ(維管束植物)、植物Ⅱ(維管束植物以外: 蘚苔類、藻類、地衣類、菌類)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類 (CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類 (EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(平成 27 年 1 月 愛知県)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類 (CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類 (EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 国リスト

表 3. 2. 39 重要な植物種の選定基準

区分			選定基準	
①	特別天然記念物		国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物		国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物		県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物		市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種		その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種		国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種		次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種		環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	指定希少野生動植物種		県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。）のうち、特に保護を図る必要があると認めるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生動植物 四 その種の個体の生息又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生動植物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物	
⑥	絶滅（EX）		我が国では既に絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅（EW）		飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧	絶滅危惧種Ⅰ類（CR+EN）		絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧ⅠA類（CR）		ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）		ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）		絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種	
	情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種	
	地域個体群（LP）		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。	
⑦	絶滅（EX）・野生絶滅（EW）		愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種Ⅰ類（CR+EN）		絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）		ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）		ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）		絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）		存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
	情報不足（DD）		評価するだけの情報が不足している種。	
	国リスト		環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。	

表 3.2.40 重要な植物種の選定根拠

文献名		対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009 (植物編)」(愛知県ホームページ) 「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」(平成 27 年 3 月 愛知県)	維管束植物(種子植物、シダ植物)、コケ植物(蘚類、苔類)のうち東海市、知多市が含まれるメッシュ(7 メッシュ)で確認された種
B	「巨樹・巨木林データベース」(奥多摩町日原森林館ホームページ)	東海市、知多市に存在する巨樹・巨木林
C	「保全を要する自然環境要素分布調査北酷暑(自然環境保全基礎調査)[保全策を講じなければならない植物群落等の参考資料]」(平成元年 3 月 愛知県)	調査対象種(哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類、昆虫類、陸産貝類)のうち東海市、知多市が含まれるメッシュ(7 メッシュ)で確認された種
D	「東海市の自然をたずねて一ふるさとの四季」(平成 7 年 3 月 東海市) 「知多市誌 本文編」(昭和 56 年 3 月 知多市)	東海市内で確認された植物種のうち、第 4 次レッドリストに掲載された種の状況 知多市内で確認された植物種のうち、第 4 次レッドリストに掲載された種の状況

(イ) 重要な植物種の状況

「ア 重要な植物種の選定根拠等」から選定した重要な植物種の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。なお、調査範囲は図 3.2.22 に示したとおりである。

a 維管束植物

事業実施想定区域周辺における重要な植物種(維管束植物)の状況を表 3.2.41 に示す。重要な植物種(維管束植物)は 2 門 3 綱 46 科 97 種の生育が確認されている。

b コケ植物

事業実施想定区域周辺において、重要な植物種(コケ植物)は確認されていない。

表 3.2.41 (1) 重要な植物種（維管束植物）の状況

門名	綱名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
被子植物	単子葉	イグサ科	イヌイ							EN
		イネ科	ウキシバ							NT
			ウンヌケ						VU	NT
			ハマエノコロ							VU
			ヒメコヌカグサ						NT	国リ
		イバラモ科	イトトリゲモ						NT	国リ
			オオトリゲモ							NT
			トリゲモ						VU	
			ムサシモ						CR	EN
		オモダカ科	アギナシ						NT	国リ
		カヤツリグサ科	セイタカハリイ							VU
			トラノハナヒゲ							EN
			ナガボテンツキ							CR
			ノグサ							EN
			ビロードテンツキ							VU
			ミカワシンジュガヤ						VU	VU
		シバナ科	シバナ						NT	NT
		トチカガミ科	トチカガミ						NT	EN
			ミズオオバコ						VU	国リ
		ヒルムシロ科	ヒルムシロ							NT
			リュウノヒゲモ						NT	国リ
		ホシクサ科	シラタマホシクサ						VU	VU
		ミズアオイ科	ミズアオイ						NT	CR
		ユリ科	イワショウブ							VU
		ラン科	キンラン						VU	NT
			サギソウ						NT	VU
			シラン						NT	
			ヤマサギソウ							VU
	双子葉	アオイ科	ハマボウ							VU
		アカザ科	ハマアカザ							VU
			マルバアカザ							NT
		アカバナ科	ウスゲチョウジタデ						NT	国リ
		アブラナ科	コイヌガラシ						NT	国リ
		アリノトウグサ科	オグラノフサモ						VU	CR
			タチモ						NT	NT
		オオバコ科	トウオオバコ							EN
		オトギリソウ科	アゼオトギリ						EN	EN
		ガガイモ科	スズサイコ						NT	国リ
		キキョウ科	キキョウ						VU	VU

表 3.2.41 (2) 重要な植物種（維管束植物）の状況

門名	綱名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
被子植物	双子葉	キク科	アキノハハコグサ						EN	EN
			ウラギク						VU	国リ
			オナモミ						VU	CR
			カセンソウ							EN
			シオン						VU	
			ネコノシタ							NT
			ヒメシオン							VU
			ミズギク							NT
			ノコギリソウ							EX
		クスノキ科	クスノキ			市天				
		クワ科	カジノキ							EN
		ゴマノハグサ科	イヌノフグリ						VU	国リ
			オオアブノメ						VU	VU
			カワヂシャ						NT	国リ
			ゴマクサ						VU	VU
			ヒキヨモギ							NT
		シソ科	ケブカツルカソウ						EN	EN
			シマジタムラソウ						VU	NT
			シロネ							NT
			ミゾコウジュ						NT	国リ
		スイレン科	オニバス						VU	CR
			コウホネ							EN
			ヒメコウホネ						VU	EN
		タデ科	コギシギシ						VU	国リ
			サイコクヌカボ						VU	NT
			ナガバノウナギツカミ						NT	NT
			ホソバイスタデ						NT	VU
		タヌキモ科	イヌタヌキモ						NT	国リ
			コタヌキモ							CR
			ノタヌキモ						VU	VU
			ヒメミミカキグサ						EN	EN
			ミカワタヌキモ						VU	EN
			ムラサキミミカキグサ						NT	NT
		ナデシコ科	オオヤマフスマ							VU
		バラ科	ヒロハノカワラサイコ						VU	CR
			カワラサイコ							VU
			マメナシ			市天			EN	CR
		ヒルガオ科	マメダオシ						CR	EX
		ブナ科	ツブラジイ			市天				
			ナラガシワ							EN
		マメ科	イヌハギ						NT	VU
			オオバクサフジ							NT
			レンリソウ							VU

表 3.2.41 (3) 重要な植物種（維管束植物）の状況

門名	綱名	科名	種名	指定状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
被子植物	双子葉	ミソハギ科	ミズスギナ						EN	EX
			ミズマツバ						VU	国リ
		ミツガシワ科	アサザ						NT	EN
			ガガブタ						NT	NT
		ムラサキ科	スナビキソウ							EN
		モウセンゴケ科	イシモチソウ						NT	EN
			シロバナナガバノイシモチソウ						VU	CR
		ヤナギ科	キヌヤナギ							NT
		ユキノシタ科	ヤブサンザシ							VU
		リンドウ科	イヌセンブリ						VU	NT
シダ		アカウキクサ科	アカウキクサ						EN	CR
		コバノイシカグマ科	イシカグマ							NT
		サンショウモ科	サンショウモ						NT	CR
		ミズニラ科	ミズニラ						NT	NT
		メシダ科	ウスバシケシダ						VU	VU
2 門	3 綱	46 科	97 種	—	—	3 種	—	—	60 種	92 種

注：1. 指定状況の①～⑦は、表 3.2.38、表 3.2.39 及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日 条例第 24 号）に基づく県指定天然記念物
- ③「東海市文化財保護条例」（昭和 44 年 4 月 1 日 東海市条例第 62 号）に基づく市指定天然記念物
「知多市文化財保護条例」（平成 17 年 3 月 28 日 知多市条例第 3 号）に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号）に基づく指定希少野生動植物種
- ⑥以下の出典に基づくレッドリスト掲載種
「第 4 次レッドリスト」（平成 24 年 8 月 28 日 環境省）の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）、植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類）
- ⑦「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月 愛知県）の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天：特別天然記念物、 国天：国指定天然記念物
- ② / 県天：県指定天然記念物
- ③ / 市天：市指定天然記念物
- ④ / 国際：国際希少野生動植物種、 国内：国内希少野生動植物種、 特国内：特定国内希少野生動植物種
緊急：緊急指定種
- ⑤ / 指希：指定希少野生動植物種
- ⑥ / EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、 CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、 NT：準絶滅危惧
- ⑦ / EX：絶滅、 EW：野生絶滅、 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、 CR：絶滅危惧ⅠA類、
EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、 NT：準絶滅危惧、 国リ：国リスト

出典：「レッドデータブックあいち 2009（植物編）」（愛知県ホームページ）

「レッドリストあいち 2015 新掲載種の解説」（平成 27 年 3 月 愛知県）

「保全を要する自然環境要素分布調査報告書（自然環境基礎調査）[保全を講じなければならない植物群等の参考資料]」（平成元年 3 月 愛知県）

「東海市の自然をたずねてーふるさとの四季ー」（平成 7 年 3 月 東海市）

「知多市誌 本文編」（昭和 56 年 3 月 知多市）

ウ 重要な植物群落等の状況

事業実施想定区域周辺における重要な植物群落の状況として、「第3回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）に示される特定植物群落や「第4回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」（平成7年 環境庁）に示される巨樹・巨木林等が考えられる。

「第3回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）によると、事業実施想定区域周辺における特定植物群落は報告されていない。

また、事業実施想定区域及びその周囲における重要な植物群落等（巨樹・巨木林）の状況は、表 3.2.42 及び図 3.2.24 のとおりである。

事業実施想定区域周辺の重要な植物群落等（巨樹・巨木林）として、知多市の栖光院において、クスノキが「第4回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」に示されている。

表 3.2.42 重要な植物群落等（巨樹・巨木林）の状況

市	樹木名		指定状況	所在地
東海市	1	クスノキ		運得寺
	2	クスノキ	市指定天然記念物 第4回自然環境保全基礎調査	観音寺
	3	クスノキ		弥勒寺
	4	クスノキ		弥勒寺
	5	スダジイ		弥勒寺
	6	クスノキ	市指定天然記念物 第4回自然環境保全基礎調査	大宮神社
	7	ツブラジイ	市指定天然記念物	観福寺
	8	クスノキ		熊野神社
知多市	9	クスノキ	第4回自然環境保全基礎調査	栖光院
	10	クスノキ		法海寺
	11	クスノキ		法海寺
	12	クスノキ		法海寺
	13	クスノキ		法海寺
	14	ビャクシン		光明寺
	15	クスノキ		極楽寺

注：樹木名番号は、図 3.2.24 に対応する。

出典：「巨樹・巨木林データベース」（奥多摩町日原森林館ホームページ）



図 3.2.24 重要な植物群落等（巨樹・巨木林）の状況

(3) 生態系

植生自然度区分基準を表 3.2.43 に示す。

事業実施想定区域周辺における植生としては、東側では田畑、市街地が多く、植生では畑地雑草群落、水田雑草群落が大部分を占め、部分的に常緑果樹園も見られる。

事業実施想定区域西側の沿岸部では、工場地、干拓地等が広がっており、事業実施想定区域周辺としては、自然植生度 1～3 の自然度の低い植生が多く分布している。

事業実施想定区域及び周辺の環境は河川、ため池、水田、丘陵地、農地に大別でき、それぞれ以下のような生態系が分布している。

ア 河川、ため池、水田等の水辺環境

河川ではドジョウ、コイ等が、止水域では絶滅危惧種に指定されているメダカが確認されている。しかし、各河川ともにブラックバス、ブルーギルやカダヤシ等の外来種の影響により減少傾向にある。ため池にはモツゴ等が確認されている。水田にはオニヤンマ、シオカラトンボ等の昆虫類やウシガエル、トノサマガエル等の両生類、ニホンイシガメ、クサガメ等の爬虫類、カワニナ、アメリカザリガニ等の貝類や甲殻類が確認されている。また、上位種としてサギ類等の鳥類が河川、河口等の魚類を捕食しているほか、イタチ、カヤネズミ等の哺乳類が確認されている。

この地域で確認されている典型性の種として、トノサマガエル、ドジョウ、オニヤンマ等が挙げられる。また、高茎草地に巣を作るカヤネズミは広義的には特殊性の種といえる。

イ 丘陵地、農耕地等

水田に接する丘陵地には、ヤマカガシやシマヘビが、畑や道路わきなどにはカナヘビ、トカゲが確認されている。また、農耕地にはキジが、公園等にはツグミ、チョウゲンボウ、コゲラ、カワセミ、ムクドリ、カワラヒワが確認されている。この地域に生息が確認されている種のうち、上位種としてはカワセミが魚類や水性昆虫を捕食しており、また一部地域で確認されたオオタカは小型鳥類を捕食している。

この地域で確認されている典型性の種として、イタチ、モグラ、スズメ、カナヘビ、トカゲ、ショウリョウバッタ、エンマコオロギ等が挙げられる。

表 3.2.43 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち、単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち、多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：生物多様性情報システム（J-IBIS）ホームページ

3.2.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

事業実施想定区域周辺における景観資源の分布状況を表 3.2.44 及び図 3.2.25 に示す。

表 3.2.44 景観資源の分布状況

景観資源		所在地	景観風景群
1	大池公園の桜	東海市中央町	-
2	尾張横須賀まつり・大田まつり	東海市横須賀町 (①) 東海市大田町 (②)	-
3	春満開	知多市岡田	岡田地区の情景
4	古い街並	知多市岡田	岡田地区の情景
5	雪の降った古い街並	知多市岡田	岡田地区の情景

注：景観資源番号は、図 3.2.25 に対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）



図 3.2.25 事業実施想定区域周辺における景観資源

(2) 眺望点の状況

事業実施想定区域周辺における眺望点の分布状況を表 3.2.45 及び図 3.2.26 に示す。

表 3.2.45 眺望点の分布状況

眺望点		眺望の状況等
1	大池公園	展望台があり、大池を取り囲む自然を一望できる。
2	加家公園	展望台があり、名古屋港などが一望できる。
3	元浜公園	芝生広場や水遊びができる小川がある。水をテーマとした公園である。
4	中ノ池公園	池を周遊する散策路が設置されている。春には桜が見ごろとなる。
5	加木屋緑地	身近に自然とふれあうことができる緑地で、展望台がある。
6	七曲公園	佐布里池の東に位置する公園で、古窯址が保存されている。
7	知多運動公園	野球場、テニスコート、陸上競技場などがある公園で、春には桜並木の散策が楽しめる。
8	佐布里緑と花のふれあい公園	佐布里池の北西に位置する公園で、四季折々の自然が満喫できる。特に春には、約 4600 本ある梅が見ごろとなる。
9	佐布里パークロード	5 月上旬ごろ、市の花であるつつじが見ごろとなる。

注：眺望点番号は、図 3.2.26 に対応する。

出典：「公園・緑地」（東海市ホームページ）

「知多市観光基本計画」（知多市ホームページ）

(3) 人と自然との触れ合いの活動の状況

事業実施想定区域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況を表 3.2.46 及び図 3.2.26 に示す。

表 3.2.46 人と自然との触れ合い活動の場の分布状況

名称		人と自然との触れ合い活動の状況等
1	大池公園	展望台、散策道などがあり、大池を取り囲む自然を楽しめる。
2	加家公園	南に位置する大池公園とデザイン歩道橋でつながっており、緑の散歩道となっている。
3	元浜公園	広い芝生広場に水遊びができる小川が流れている。
4	中ノ池公園	中ノ池の周囲には遊戯広場や動物広場などがある。
5	加木屋緑地	水辺の森、散策の森、みはらしの森、成長の森の 4 つのゾーンがあり、身近に自然とふれあう場所となっている。
6	七曲公園	佐布里池の東に位置する公園で、古窯址が保存されている。
7	知多運動公園	野球場、テニスコート、陸上競技場などがある公園で、春には桜並木の散策が楽しめる。
8	佐布里緑と花のふれあい公園	佐布里池の北西に位置する公園で、四季折々の自然が満喫できる。特に春には、約 4600 本ある梅が見ごろとなる。
9	佐布里パークロード	3km にわたる遊歩道である。5 月上旬ごろ、市の花であるつつじが見ごろとなる。

注：名称の番号は、図 3.2.26 に対応する。

出典：「公園・緑地」（東海市ホームページ）

「知多市観光基本計画」（知多市ホームページ）



図 3.2.26 事業実施想定区域周辺における眺望点・人と自然との触れ合い活動の場

3.2.10 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

(1) 指定文化財の状況

事業実施想定区域周辺における指定文化財の状況を表 3.2.47 及び図 3.2.27 に示す。

なお、文化財の状況の把握は、有形文化財（建造物）、記念物（史跡、天然記念物）及びそれに類するものを対象とした。

表 3.2.47 事業実施想定区域周辺における指定文化財の状況

市	種別	指定	名称	所在地
東海市	建造物	国 1	観福寺本堂内宮殿	大田町天神下ノ上
		県 2	観福寺本堂	大田町天神下ノ上
	史跡	市 3	松崎遺跡	大田町松崎
		市 4	柳ヶ坪遺跡	高横須賀町柳ヶ坪
		市 5	岩屋口古墳	高横須賀町岩屋口
		市 6	浜新田遺跡	大田町川北新田
	名勝	市 7	万葉の歌碑	高横須賀町北屋敷 諏訪神社
	天然記念物	市 8	つぶらしい	大田町天神下ノ上 観福寺
		市 9	大樟	大田町上浜田 大宮神社
		市 10	大樟	荒尾町仏供田 観音寺
知多市	建造物	市 11	八幡神社本殿	八幡字荒古後 87
		市 12	法海寺仁王門	八幡字平井 19
	史跡	市 13	七曲古窯址	八幡字池下 七曲公園内
	登録有形文化財	国 14	知多岡田簡易郵便局	岡田字中谷 8
		国 15	木綿蔵ちた（旧竹内虎王商店木綿蔵）	岡田字中谷 9
		国 16	旧岡田医院（※登録見込み）	岡田字開戸 24

注：名称の番号は、図 3.2.27 に対応する。

出典：「東海市内指定文化財一覧表」（東海市ホームページ）

「知多市の文化財ガイドマップ」（知多市ホームページ）

知多市資料



図 3.2.27 事業実施想定区域周辺における指定文化財の状況

(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業実施想定区域周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況を図 3.2.28 に示す。

事業実施想定区域は埋立地であり、埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。



図 3.2.28 事業実施想定区域周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況